

〈用語解説〉 **賃金構造基本統計調査による類似職種等の平均給与月額等比較**

《総括》

清掃職員、学校給食員などの技能労務職員やバス事業運転手（以下「技能労務職員等」という。）の平均給与月額等について、毎年、厚生労働省が実施する賃金構造基本統計調査（以下「賃金センサス」という。）のデータのうち、職務の内容が類似すると思われる民間の職種・産業区分の労働者のデータとの比較を、ひとつの参考として示したものである。

《類似すると思われる職種等》

技能労務職員等について、職務区分ごとに類似すると思われる職種等の範囲は、具体的には次のとおりである。

地方公務員	民間
<p><u>清掃職員</u> ごみ（し尿）収集運搬車の運転手、収集作業員及びごみ（し尿）処理施設に従事する職員（清掃事業の現場の職員に限り、清掃関係施設において会計事務、計量事務を本務とする職員及び庁舎内等の清掃職員は対象外。）</p>	<p><u>廃物処理業従業員</u> 産業大分類Qサービス事業のうち中分類Q85の「廃棄物処理業」に従事する者。 （ごみ収集運搬業、ごみ処分業、し尿処理運搬業、し尿処分業等の一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業が含まれる。）</p>
<p><u>学校給食員</u> 学校及び給食センターにおいて給食の調理を行う職員</p>	<p><u>調理士</u> 飲食店、料亭、旅館、ホテル等において、旅客又は従業員の食事の献立作成、食物の調理に従事する者</p>
<p><u>用務員</u> 用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する職員</p>	<p><u>用務員</u> 事業所内外の清掃、後片付、従業員の用足し、使い走りを行うほか、手不足の際、荷物の梱包、発送を手伝う等、事業所の系統的な本来の仕事とは直接関係のない種々の雑務、雑役的な仕事に従事する者</p>
<p><u>自動車運転手</u> 自動車運転手、車庫長等の業務に従事する職員</p>	<p><u>自家用乗用自動車運転者</u> 自家用の乗用自動車を運転して社員及び来客を送迎する仕事に従事する者</p>
<p><u>守衛</u> 守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する職員</p>	<p><u>守衛</u> 工場、事務所、その他の施設において、火災、事故、盗難、不法侵入、建造物破損の防止、物品の搬入、搬出の監視、その他財産の保護及び秩序の維持の仕事に従事する者</p>
<p><u>電話交換手</u> 電話交換手の業務に従事する職員</p>	<p><u>内線電話交換手</u> 私設電話交換機を使用して、内線相互間又は内線と外線との間の電話の交換の仕事に従事する者</p>
<p><u>バス事業運転手</u> 営業用車両の運転を行うことを本務としている職員（事務職員、整備員等を除く。）</p>	<p><u>営業用バス運転者</u> 営業用の一般乗合自動車、貸切乗合自動車、遊覧バス等の乗合自動車の運転及びこれに伴う点検、調整の仕事に従事する者（専ら、事業所の自家用の乗合自動車の運転及びこれに伴う点検、調整の仕事に従事する者を除く。）</p>

《平均給与月額等》

○地方公務員

・平均給与月額

給料月額のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当など、月ごとに支払うこととされている全ての諸手当を含んだ額

・平均給与月額のうち超過労働給与額を除いた額

上記平均給与月額のうち、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当を差し引いた額

○民間

・平均給与月額

賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」。基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含まれる。

・平均給与月額のうち超過労働給与額を除いた額

賃金センサスにおける「所定内給与額」。「きまって支給する現金給与額」のうち、超過労働給与額（時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当及び交替手当）を差し引いた額。

・人数

賃金センサスにおける「推計労働者数」。抽出調査した労働者数を母集団に対応する数字として推計（復元）した数。

《具体的なデータについて》

○地方公務員

「平成22年地方公務員給与実態調査」のデータを使用している。

○民間

地方公務員の技能労務職員等に類似すると思われる職種等について、厚生労働省の賃金センサスの公表データを総務省において再集計したものであり、内線電話交換手については平成14年～16年の3か年、その他の職種等については平成19年～21年の3か年のデータを参考までに使用している。

なお、労働者数が少ない場合には、誤差が大きいので、利用上は注意を要する。

※ 「常用労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する労働者をいう。

- ① 期間を定めずに雇われている労働者
- ② 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
- ③ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

※ 「一般労働者」とは短時間労働者（1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者）以外の労働者をいう。

※その他、賃金センサスに関する情報については、下記ホームページを参照

【政府統計の総合窓口：賃金構造基本統計調査のページ】

http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001011429